

### (3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合・・・請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除される前記(適格請求書の記載事項)①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む者が適格請求書発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限ります。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

#### 《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。

ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

期 間	割 合
令和5年10月1日から令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の80%
令和8年10月1日から令和11年9月30日まで	仕入税額相当額の50%

zeimu

## 実質無利子となる利子補給金

### 特別利子補給制度とは

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対して、資金繰りの支援等を目的とした借入利子を助成する制度『新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度』があります。政府系金融機関から特別貸付により借入を行った場合に最長3年間分が実質無利子となるよう、利子相当分を補給する制度です。

#### 対象事業者

	小規模事業者(※1)	中小企業者(※2)
個人	要件なし	売上高
法人	売上高▲15%以上	▲20%以上

#### 対象範囲

貸付上限額(※3)	・ 中小事業…3億円 ・ 国民事業…6,000万円
利子補給対象期間	借入後当初から <b>最長3年間</b>

(※1) 小規模事業者→常時使用する従業員数が右記の業種ごとにそれぞれの人数以下の事業者

(※2) 中小企業者→小規模事業者以外の中小企業

(※3) 2021年1月、貸付上限額が引き上げとなっています(中小事業2億円→3億円、国民事業4,000万円→6,000万円)

卸・小売業、サービス業	5名
上記以外の業種	20名

### 申請から清算までの主な流れ



【③交付】時に、対象期間分の利子補給金が一括で振り込まれます。都度の補給ではないため、対象期間終了時に実際の支払利子額に差が生じていた場合は【④清算】の手続きが発生します。

#### 利子補給金の収益計上時期

【②審査・交付決定】の交付決定時に、一括で収益計上しません。収入が確定するのは補給対象となる支払利子の発生時点であり、その発生時点で同額の利子補給金を収益として計上します。